

4 宇市人第 4 2 3 号
令和 4 年 7 月 2 1 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 福田 洋祐 様

宇治市長 松村 淳子

提起書

職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、休暇等の見直しを下記のとおり提起する。

記

- 1 男子職員の育児参加及び配偶者の出産に係る休暇の対象期間の見直しを行う。

現 行：「出産予定日 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）
前日から産後 8 週間 を経過する日までの期間」

見直し後：「出産予定日 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）
前日から産後 1 年 を経過する日までの期間」

- 2 期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いの見直しを行う。

子の誕生日から 5 7 日間以内にする育児休業とそれ以外の期間にする育児休業のそれぞれについて、承認を受けた期間が 1 か月以下であるものは除算の対象としない。

- 3 施行日

令和 4 年 1 0 月 1 日施行予定